

5/5

5/11

平成19年度「児童福祉週間」の標語

見つけようみんながもってるいいところ

子どもが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていただけるような環境・社会を作っていくことが望まれています。

「児童福祉週間」は、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日「こどもの日」から1週間と定めて、児童福祉の理念の普及と啓発のための各種事業や行事が行なわれています。

子どもを取り巻く環境は、急速な少子化の進行や児童虐待の増加など大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能が低下する中で、夢や希望を持ちながら子育てのできる環境を地域社会全体で築いていくことが大切です。

子ども全般の相談、どこに相談したらよいか分からないときは、次の窓口にご相談ください。相談内容によって担当部署あるいは専門機関に引き継ぎます。

児童虐待などの緊急の相談・通告は、夜間・土日・祝祭日でもお受けします。

幌延町児童相談室（幌延町役場内）
町民課保健福祉グループ

☎ 5-1111

※夜間や休日等は、役場の警備員等が受け、担当者に連絡して対応します。

- 民生委員児童委員には、子どものことを専門に担当する「主任児童委員」がいます。

【主任児童委員】古川 由紀子さん ☎5-1910

【主任児童委員】森崎 登代子さん ☎6-5317

平成19年4月から

3歳未満の子について

児童手当制度が

拡充されました！

現在、3歳未満の子について第3子以降から月額1万円となっておりましたが、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

今回の改正では、受給者から特別な手続きを行う必要はありません。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

第1子、第2子

現行 月額5千円

改正 月額1万円（倍増）

第3子以降

現行 月額1万円

改正 月額1万円（現行どおり）

施行日 平成19年4月1日

（拡充後の最初の支給月 平成19年6月）

■お問い合わせ

町民課保健福祉グループ

☎5-11111（内線158）